

以下は、旭川市職労と今夏に共同で行った非正規公務員（臨時・嘱託職員）調査の結果をうけて、市職労の機関紙（「旭川市職労 news」）を通じて、職員のみなさんに配布していただいたメッセージです。

臨時・嘱託職員のみなさんへ

川村雅則（北海学園大学准教授）

<http://www.econ.hokkai-s-u.ac.jp/~masanori/index>

毎日のおつとめ、お疲れさまです。このたびは、「非正規公務員の仕事、生活に関する調査」にご協力をいただき、ありがとうございました。700 人超から回答が寄せられ、調査の結果は『北海道新聞』朝刊（10 月 22 日付）にも大きく掲載されました。結果の詳細は、上記の私のホームページ上にも掲載していますので、ぜひご覧ください（「川村雅則」で検索してください）。

私はここ数年、非正規雇用問題をテーマに大学で調査研究に取り組んでいます。

非正規雇用をめぐる問題の一つは、仕事は恒常的なのに有期で雇われるという問題。二つは、生活していくにはとても足りない、その上に、仕事の経験や専門性などが反映されるわけでもない賃金問題。そして（雇用が有期という事情もあって）使用者側が圧倒的に優位である労使関係などが主たるものとしてあげられるかと思います。

最後の点については、とくにみなさんたち（非正規公務員）の場合には、形式

的に「公務員」であることをもって、働く側の権利が不当に抑制され、自治体という任命権者の裁量が過度に認められることになっていると感じます。加えて、民間の非正規労働者であれば適用をうけられる労働法も、「公務員」であるからと適用されず、非正規公務員はまさに「法の狭間」におかれた状況が続いているわけです。

さて、今回の調査結果をみて懸念されることの一つは、このままみなさんが不安や不満を抱えて働き続けるということは、みなさんの仕事でサービスを楽しむ側の市民にもマイナスの影響が及ぶのではないかということです。賃金・労働条件に 100%満足して働くことは無理であっても、不安や不満は労使の間で真摯に話し合い、解決に向けた努力を重ねることが肝要です。そのためには個々バラバラの状態ではなく、みなさんの切実な思いや要求をたばねる労働組合が必要だと私は思います。

旭川市では、臨時・嘱託職員のほとん

どは労働組合に組織されていないと聞きます。残念ながら、これは全国のどの労働組合も抱える弱点で、「非正規雇用は周辺業務に従事する存在」「非正規雇用は家計補助的な働き方」というかつての想定から状況が大きく変化しているにも関わらず、労働組合も正職員（組合員）もそのことを十分に認識できていないことのあらわれではないかと思います。

もちろん私は、今回の調査を機に、旭川市で臨時・嘱託職員の組織化が進むことを願っています。ただ、もし仮に既存の労組で組織化が進まなかったとしても、みなさん自身で労働組合を結成することもできる点は強調しておきたいと思います（労働組合は、雇用形態にかかわらず、誰もがつくることのできる団体です）。短時間勤務者あるいは短期間勤務者も含めると旭川市では非正規職員は4割に達します。これだけの規模で働く人たちを代表する組織が不在であることは、労使間にとってマイナスであるといえないでしょうか。

口で言うのはたやすく、そう簡単にはいかない現実があることは重々承知しております。それでも、みんなで声をあげ、労使関係を整備していく以外によい方法はなかなかないのだと思います。

そして、実際、非正規職員が組織化された自治体では、勤続の上限を撤廃させたり手当の支給を認めさせるなどの成果が得られています。また、公契約条例の

制定を求める動きなど、全国各地で、官製ワーキングプアをなくそうという動きが確実にひろがっています。

今回の取り組みの中でいただいた、「こんな調査で何が変わるのか」というご意見にこたえるためにも、旭川にはしばらくのあいだ通う予定です。どうぞお気軽に声をかけてください。